

町職員による町都民税申告・確定申告の相談受付は 電話による予約制とします

新型コロナウイルス感染症対策として、申告会場内が密になることを避け、待ち時間を少なくするため、申告の相談受付は、電話による予約制とさせていただきます。

2月21日(日)・28日(日)は、休日の申告受付を行います。

青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方

- ・午前9時～11時30分
- ・午後1時～3時30分

- 医療費控除を受けるための医療費明細書の記入が済んでいない方
- 住宅借入金等特別控除を初めて申告する方
- 過年分の確定申告

2月8日(月)午前9時から電話予約を開始します。希望する日と時間帯を予約してください。

役場地下1階会議室
*申告にお越しになる際は、マスクの着用および申告会場入口での検温、手の消毒の実施にご協力ください。少しでも体調が悪い場合は、後日改めて予約してください。また、申告書などの提出のみの場合は、郵送または住民課窓口、古里出張所へ直接ご提出ください。

■申告の際に持参するもの

*1人当たり30分、2人分相談する場合は、1時間を予約してください。1日30人分まで受け付けます。

- 申告書と印鑑
- マイナンバーカードまたは通知カード+本人確認書類(運転免許証など)
- *代理の方が申告する場合は委任状および委任された方の本人確認書類
- 給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書、公的年金等源泉徴収票など、収入の明らかになる資料
- 控除を受けるための証明書

予約状況により希望する日時が予約できない場合がありますが、感染症対策のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ただし、つぎの場合は、相談・受付ができません。

- 土地や建物、株式等の譲渡所得や山林所得がある方
- 事業所得(営業等・農業)または不動産所得がある方

- ・国民年金等控除証明書
- ・生命保険料や地震保険料の控除証明書
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など
- ・医療費控除を受ける方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院、薬局の領収書を集計したもの)
- ・前年に所得税確定申告書を提出されている方は、その控

■バイク・軽自動車などの廃車の手続きについて

軽自動車税は、4月1日に所有している方に課税されます。バイクや車がないのに廃車などの手続きをしないと、いつまでも税金がかかりますので、必ず手続きをしてください。

【東京しごとセンター多摩】

面接会事前対策セミナー、地域就職面接会、若者と企業の交流会など、雇用・就業を支援するための様々な事業を実施しています。詳細は、ホームページ (<https://www.tokyoshigoto.jp/tama/>) をご覧ください。

お問い合わせ先は、観光産業課 電話 83-2295

